平成２７年（フ）第７２号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2225　グリーンコーポ幸201、住民票上の住所鹿児島県薩摩郡さつま町田原1891番地１
破産者　髙代奈未子
１　決定年月日　平成28年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
徳島県徳島市栄町２丁目７番地の２、旧住所徳島県徳島市幟町３丁目11番地の１
破産者　阿部ハルコ
１　決定年月日　平成28年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６１０号
本店　なし、商業登記記録上の本店北九州市小倉北区魚町２丁目２番地19ハヤミズビル３Ｆ
破産者　有限会社ゴア
１　決定年月日　平成28年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３８号
沖縄県豊見城市字真玉橋268番地　ＬＷレイクサイドステージ701号室
破産者　長濵　達男
１　決定年月日　平成28年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第６６５号
札幌市中央区北２条西２丁目４番マルホビル６階
破産者　スマイル・ファシリティ有限会社
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８６７号
札幌市西区山の手７条８丁目１番11号
破産者　株式会社からびな
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠2752番地
破産者　メコン株式会社
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１５９号
千葉県東金市上谷3422番地８
破産者　福田　勝美
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１３号
新潟県佐渡市千種丙218番地の８
破産者　有限会社ゼンスケ
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第１３２号
富山市小西140番地
破産者　舘山運輸建設株式会社
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３１７号
愛知県あま市金岩後堂13番地
破産者　山田建築株式会社
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７０９号
大阪市東淀川区豊里７丁目27番33号
破産者　株式会社タクミ
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８６７号
大阪府枚方市津田元町２丁目28番１号
破産者　株式会社Ｍテック
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３００７号
大阪府八尾市太田新町４丁目70番地
破産者　シンセイ器工株式会社
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４３３号
大阪市中央区北久宝寺町２丁目５番14　久三ビル５Ｆ
破産者　株式会社ＡＴＨＬＥＴＥ
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７９１号
大阪市平野区長吉六反３丁目１番32号
破産者　吉川友株式会社
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８５１号
大阪市北区中津２丁目９―48
破産者　株式会社スライブ
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４００４号
大阪市福島区玉川１丁目８番６―203号
破産者　株式会社旅と健康舎
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１７９号
大阪府大東市太子田１丁目４番28号
破産者　株式会社ヒロ設備
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９２７号
大阪市北区天満橋２丁目２番13号　グランパス天満橋505号
破産者　有限会社バリュー・プランニング
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９６４号
大阪府門真市四宮２丁目７番14号
破産者　株式会社ＹＣ門真東
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９９８号
大阪市東淀川区東中島４丁目２番13号
破産者　スカイシステム有限会社
１　決定年月日　平成28年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部